

国勢調査員報酬の誤支給について

千葉市では、国勢調査員報酬の所得税の算定に誤りがあることが判明しましたので、お知らせします。

1 概要

令和2年12月22日（火）に国勢調査員に支給した調査員報酬について、月額88,000円未満の調査員報酬の源泉徴収率を、本来3.063%で計算するべきところを、3.63%で計算し、0.567%（3.63%－3.063%）分を高く設定していたため、差額分の追加支給が発生した。

2 対象者及び金額

(1) 合計

4,583人 1,623,204円（1人あたり平均追加支給額 354円）

(2) 内訳

<中央区>	1,107人	394,974円	<緑区>	473人	179,205円
<花見川区>	820人	293,001円	<美浜区>	641人	233,982円
<稲毛区>	774人	270,450円	<複数区兼務>	2人	1,410円
<若葉区>	766人	250,182円			

3 判明の経緯

令和3年1月7日（木）に、調査員報酬の振込通知を受け取った国勢調査員から、源泉徴収額について問い合わせがあり、調査したところ税率の設定に誤りがあることが判明した。

4 原因

報酬額を計算する統計調査員報酬算定システム（Excel）の源泉徴収税率の入力間違いによる。

5 今後の対応

対象となる国勢調査員に、1月15日（金）にお詫びの文書及び修正した源泉徴収票を送付するとともに、過剰に控除していた金額を1月末までに追加支給する。

6 再発防止策

今後の統計調査員報酬の支給について、システムへの入力等の確認を複数職員によるダブルチェックを徹底するとともに、税率を一目で確認できるよう、特定のセルに固定入力するなどしてシステムの見える化を図るなどの再発防止に努めていく。